

女性の権利から見た墮胎罪と優生保護法、 そして母体保護法

坂本 砂智

はじめに

1. 境胎罪の歴史
2. 優生思想と法律
 - 1) 優生思想と優生政策
 - 2) 優生思想から見た国民優生法と優生保護法
 - 3) 戦後作られた優生保護法
3. 中絶にまつわる状況
4. 矛盾した墮胎罪と優生保護法の存在
5. 政治的視点から見た成長の家とその行動
 - 1) 成長の家と侵略戦争
 - 2) 成長の家と優生保護法改正への動き
 - 3) 成長の家と政治勢力による優生保護法改正推進の流れ
6. 日本とアメリカの中絶の扱い方の違い
7. 母体保護法への名称の変更とそれまでの経緯
8. 女性の性と社会
 - 1) 女性とリプロダクティブライト
 - 2) 女性が生きやすい社会
9. 終わりに

キーワード：1) 境胎罪、2) 国民優生法、
3) 優生思想、4) 優生保護法、
5) 母体保護法

はじめに

ここでは、女性の権利の立場から、墮胎罪の歴史を考察し、女性たちがどのような状況で苦しんできたかを考えながら、優生思想¹がどこから発生し、日本社会にどのように影響を及ぼしてきたかを学び、その過程として、国民優生法が作られた背景を前提知識として学び、戦後の優生保護法がどういう状況下で制定され、それが社会をどう変えていったかを知る。そして、

優生保護法がどのような組織によって改正されそうになり、中絶が非合法になりそうになったのかを考察する。最終的には名称も母体保護法に変更され、優生思想も除去されるのだが、その内容についても考え、女性たちが生きやすい状況とは何かを考える。

1. 境胎罪の歴史

明治時代、日本政府は、資本主義的近代国家の樹立のために、現代的な軍隊と海軍を建て直し、国家の経済的、政治的拡大を推し進め、富国強兵政策を推し進めた。

女性は家制度存続のため、その家長である父親、夫につかえ、国のために子どもを産むのが当然とされた。

旧『刑法』、墮胎罪²は、1880年にフランスの刑法をコピーしたもので、西欧の市民法の伝統と共に、ローマのカトリック教会法から直接取りいれたキリスト教と家父長的価値観から作られていた。その刑法によれば、「自分の胎児を墮胎した妊婦は一年以下の懲役に処す」、というものであった。

1871年以来、中国と日本は朝鮮に対する政治的地位を強化しようとしていたため、両国の関係は悪化しつつあった。ついに1894年、日本は中国との戦争に突入する。この期間、日本では家父長制度を強いる明治新民法が制定された。

¹ 障害の有無や人種などを基準に人の優劣を定め、優秀な者にのみ存在価値を認めるという思想。

² 自然の分娩期に先立って、人工的に胎児を母体から排出し分離させる行為が罪になる。

家父長的家族制度においては、女性の役割は子どもの子孫を繁殖させることであり、子どもを産めない女性は、離婚させられた。このようにして、政府は社会全体への抑圧と共に、女性への強い圧力を少しづつ加えていった。

さらに、1904年、日本はロシアと戦争になり、その戦争には勝利したものの、日本軍はかなり打撃を受け、日本政府は軍の強化と拡大の必要性を感じていた。ロシアとの戦争から数年後の1907年、以前より重い刑のあるドイツの刑法からコピーされた墮胎罪（現『刑法』第212条、墮胎罪³）が施行され、女性は可能なかぎりたくさんのおどもを産まねばならなくなってしまった。

不思議なことに、古い墮胎罪の法の下では、毎年、約300人の女性が中絶の罪に問われたが、新しい墮胎罪法が成立してから、特に1907年から1917年の間には、毎年、500人から600人の女性が中絶の罪に問われていた。

こうした状況で、1915年、女性解放家平塚雷鳥（らいとう）たちが作っていた雑誌『青鞆⁴』に、墮胎を罰することは不条理だと訴えた文章が掲載され、発禁処分を受ける。その後、平塚雷鳥や山田わか⁵などによって「墮胎論争」が起きた⁶。

1922年、産児調節運動を指揮していたアメリカのマーガレット・サンガー⁷が来日し、日本でも産児調節運動が活発になる。その結果、1932年、「墮胎法改正期成連盟」もできた。

しかし、日本国家は侵略戦争へと突き進む時代に突入し、「産めよ、殖やせよ」というスローガンのもとに中絶の取り締まりも強化された。女優の志賀曉子が墮胎罪で逮捕され、投獄され

た。加藤シズエなど産児調節運動家たちにも弾圧が加えられ、助産師や医師たちも投獄された⁸。

2. 優生思想と法律

1) 優生思想と優生政策

明治時代末期の1904年、イギリスでは、計画的に選択された結婚により、数世代にわたり高い質の子孫を生み出すという優生思想が広がった。そのような優生哲学はメンデルの法則の受け入れと同時に、20世紀の始めには西洋で知識人たちの間で広まった。日本でも、そのような理論が、知識人たちの間で人気を集めていた。

しかしながら、最も影響力のある優生政策を作ったのはヒットラーであった。1930年代には、ドイツでは、避妊法がヒットラー主導で通り、1934年には多くのドイツ系ユダヤ人、ジプシー、黒人や貧しい人々などのマイノリティが避妊手術を強要された⁹。

日本でも、似たような優生政策が取り入れられた。1928年、遺伝子の質を調査し、“悪い遺伝的質”を持ったと認められた人に対して、中絶、断種、避妊を認める法律を作るために、人口食糧問題調査協会が政府により設立された。1938年、日本国家の強化と戦争で戦える健康な人口を増加させるための政策を施行するために厚生省が設立された。1930年代後半では、政府は公的に肉体的に弱い人々は不経済で無駄だと公言した¹⁰。

2) 優生思想から見た国民優生法と優生保護法

1941年には第二次世界大戦が勃発し、日本では国民優生法が施行された。国民優生法には二

³ 現行の『刑法』第212条、墮胎罪

⁴ 1911年から1916年まで、平塚らいとうを中心に発行された月刊誌。

⁵ 女性運動家、社会思想家

⁶ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

⁷ アメリカの産児調節運動家

⁸ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

⁹ Bridenthal Renate, Grossmann Atina and Kaplan Marion, *When Biology became Destiny women in Weimar and Nazi Germany*, N.Y. Monthly Review Press, 1984

¹⁰ Dower John, *War Without Mercy*, N.Y. Pantheon Books, 1986

つの目的があった。一つは健康な遺伝子を持つ人口を増やすことであり、それを日本国家の質を改善することにつなげようとした。もう一つは劣等だと國家が判断した遺伝子を持つ人々を断種することであった。

18世紀に欧米から「優生学」を取り入れた結果、それは「近代的な科学」の裏付けをもって法律の形に現れたのだ。“障害を持つ子どもの出生は家族と社会の負担であり、本人の不幸であるから、障害を持つ子どもを産む可能性のある人の生殖機能を奪っても構わない”という障害者への偏見と誤った考えを国が表明した¹¹。

国民優生法は障害者の断種を目的としていた。当時の日本は、戦争のために兵士となる子を「産めよ、殖やせよ」という時代で、避妊も中絶も不妊手術も庶民には許されていなかった。国民優生法は「遺伝性疾患」をもつ人に限り、優生学的理由による不妊手術を行うことを認めた法律だ。本人の同意なしに不妊手術ができる条文があったものの実施されず、本人が同意した断種の件数も目的に反して少なかった。国民優生法は断種よりも、一般の中絶をいつそう取り締まることに力を発揮したが、障害者への差別的な考えを人々に定着させることになった¹²。優生保護法も国民優生法も、不妊手術を優生手術と言い表している。単に妊娠しないようにするだけでなく、優生学の目的に沿って行う手術だからだ。

このように国民優生法はある人々を劣性とみなし、そのような人々は厳しい状態に置かれ苦しんだ。しかしながら、このような政策は実際には遺伝的病気を減らすことにはあまりつながらなかつたようだ。国民優生法は、優生という名のもとに、東アジアの日本人でないアジアの

人々が酷い扱いを受けたり、虐殺されたり、障害者や戦争協力しない“無意味な人々”を排除するのを正当化するプロパガンダ的役割を果たした¹³。

3) 戦後作られた優生保護法

1945年、戦後、日本国憲法に謳われた男女平等理念のもと、女性を無能力者としていた民法の改正、妻のみを罰する姦通罪の廃止など、女性の権利に関する法制度の改革がなされたが、刑法の墮胎罪はそのまま残った¹⁴。

第二次世界大戦後、日本政府は人口増加政策を人口抑制政策に変更した。戦後、食糧難から人口を減らす必要に迫られ、“「質」の悪い人間が増えると困る”という逆淘汰論=優生思想から中絶を認めるべきという、意見が出た。米兵と日本人女性との間に生まれた混血児の増加、強姦の多発、食糧難、帰還兵の問題などが山積していた。多くの妊娠した女性たちが、経済的な理由で子どもが産めず、不法な中絶で命を落としていた。

1948年、そのような問題を解決するために、政府は、合法的に中絶ができるようにした。しかし、墮胎罪法は廃止されず、例外として「母性保護」の中で中絶の許可条件を勧めるという形で、1948年、優生保護法が施行された。断種のみの国家優生法とは違い、優生保護法は、優生手術（断種）や中絶を含んでいた。これは、1940年に施行された国民優生法と同様、優生学的な色彩が強い法律であり、“不良な子孫の抑制”を目的として、母体保護はそのための手術という位置づけがなされていた¹⁵。

この法律を施行することによって、日本政府は国家や人種を守ることができることを望んで

¹¹ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

¹² http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

¹³ Marumoto Yuriko, December Issue of Modern Sex

Education, 1982 : 1 - 2

¹⁴ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

¹⁵ 「優生保護法」『ウィキペディア フリー百科事典』

いた。不思議なことに、優生保護法が施行された後でも墮胎罪はそのまま残り、1949年から1972年の間には約30から50人の女性が毎年、墮胎罪で起訴された¹⁶。

当初は、優生保護法では、女性は三つの条件、医療（母体の健康と生命の危険）、優生的、そして、社会的状況一強姦のもとでしか許されていなかった。中絶の申請は地域委員会の再調査を必要とした。その一年後の1949年、四つ目の条件の「経済的理由」が貧困による不法な中絶の増加のために付け加えられた。1950年、地域委員会の審査システムが廃止され、中絶が医師と妊婦との相互の同意でできるようになった。

新しい優生保護法においては、中絶はその地域の医学協会によって認可された産婦人科医（指定医師）によってのみ行われることができた。この資格は主要な胃の手術が行える施設を持つ許可された公立病院か医院で、30か月の訓練を受けた医師によって行われる。その許可を受けた医師は母性保護協会¹⁷の会員になる¹⁸。このように、戦後の優生保護法においては、戦後の混乱（復員による過剰人口問題、強姦による妊娠の問題）を背景にし、妊娠中絶の合法化の手段のため、優生思想を利用した。一方で優生思想に基づく条項の多くは残存したままとなつた¹⁹。

優生保護法の二つの目的「不良な子孫の出生防止」と「母性の生命健康の保護」は表裏一体の関係にある。「保護」される「母性」とは“健康な子どもだけを国家に必要な数だけ産む、生殖機能”的こと。つまり、優生保護法は“産んでよい人”“産んではいけない人”を分け、“産んで良い人”的生殖も、国家の人口政策、優生政策

の中に位置づけてしまった。優生学的目的の下で、妊娠を避ける方法である避妊、中絶、不妊手術が許可された。1972年の改悪案にあった「胎児条項」が示すように、女性に障害者排除の役割を担わせるのが、優生保護法の究極の目的だった²⁰。

優生保護法の目的は中絶の合法化でも女性の権利確立でもなく、女性の産む機能を人口政策の道具にし続けることだった²¹。

優生保護法は、戦後、戦前とは打って変わって、逆に人口増加を削減するため、国民優生法をもとに、中絶を許す条件と避妊の指導を付け加えた法律だ。しかし、優生政策は国民優生法でよりもむしろ優生保護法の方で強くなつた²²。

優生保護法は、優生手術の対象を「遺伝性疾患」だけでなく「らい病」や「遺伝性以外の精神病、精神薄弱」患者に拡大し、本人の同意がなくても優生手術が実施できるようにした。本人の同意のない優生手術は1949～94年の間に、統計に現れただけでも、約1万6千5百件も実施された。その68%は女性だ。国民優生法にはなかった優生学的理由による中絶の規定が設けられた。優生保護法は優生手術を「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術」と決めていて、それ以外の方法は禁じてきた。にも関わらず、規定以外のレントゲン照射や子宮の摘出が女性障害者に実施され、しかもこの違法行為は黙認されていた。優生保護法の目的「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する²³」は障害者から生殖を奪うことでもあるが、そのような優生保護法が1996年に母体保護法に改正された後も、こうした違法行為が続いている心配がある²⁴。優生保護法は女性や障害者の生殖

¹⁶ Shijo Statistics, *The Annual Report of the Judicial Statistics*, Tokyo, Japan, 1983

¹⁷ 正式には日本母性保護医協会のこと。

¹⁸ Coleman Samuel, *Family Planning in Japanese Society*, New Jersey, Princeton University, 1983 : 20

¹⁹ 「優生保護法」『ウィキペディア フリー百科事典』

²⁰ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

²¹ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

²² http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

²³ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

²⁴ http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/

における権利をも守っていなかったと言えるだろう。

3. 中絶にまつわる状況

1949年の中絶数は10万件だったが、1953年には100万件を超え、1955年には117万件になった。公立機関の記録によれば、1980年は598,084件の中絶があった²⁵。しかし、1980年以来、毎年、減ってはいるものの、日本の統計学者や公立機関に所属する医療専門家たちは統計の数の1・5から4倍の中絶件数があるだろうと推測している。2000年には341,146件の中絶数で減少傾向にある。そのうち99.9%が経済的理由の中絶だ。

日本は避妊よりも中絶が認められた特異な国と言われてきたが、こうした好ましくない状況を改善するため、避妊の普及を強力的に進めた結果、中絶率は急速に低下し、現在は1000人に7.9件とかなり低くなっている²⁶。

日本では経口避妊薬を簡単には使用できないため、ほとんどの既婚カップルがコンドームかコンドームと荻野式リズム²⁷あるいは、基礎体温メソッド²⁸のどれかを使用している。上記のような理由と、日本の女性の抑制されたセクシュアリティのため、避妊方法に失敗したときや、夫が避妊するのを拒否した場合に、妊娠した女性は中絶を選ばねばならない。そのため、日本では既婚女性が中絶手術を一生涯にかなり頻繁に使用している。

東京でのコールマンの中絶研究では、既婚女性の中絶は全体の中絶数の8割を占めている。その一方で、アメリカでは若い未婚女性や一定の数の子どもを産んだ既婚女性が中絶を選択し

ている。日本の既婚女性の中絶の選択は西欧とは違い、東ヨーロッパのケースと似ている。西欧においては、未婚女性が中絶をすることが多い²⁹。

刑法に従えば、まだ日本の法律では中絶は禁止されているが、優生保護法には、この禁止条項に特別な除外条件が設けられている。優生保護法上、医師には、診察の上、妊娠を止めることが合法であるかどうかを決める権限がある。1955年以来、肉体的、経済的理由の条項を99%の中絶をした女性が使用している³⁰。

4. 矛盾した墮胎罪と優生保護法の存在

日本では、アメリカにあるような中絶法はなく、墮胎罪と優生保護法の組み合わせが女性にとって異常な状況を作り出している。第二次世界戦争が終わる前に、墮胎罪はすでに存在し、国民優生法には中絶の条件が含まれていなかつたので、女性は優生保護法ができるまで合法的には中絶できなかった。しかし、戦後、中絶にいくつかの条件が加わった優生保護法ができ、墮胎罪は存在するものの、女性は中絶を受けられるようになった。優生思想からなる優生保護法は多くの女性や女性解放主義者たちにとっては差別的法律と認識されてはいたものの、優生保護法の中の経済的理由を使わなければ中絶ができないため、女性たちはこの法律に頼らなくてはならなくなっていた。このように墮胎罪と優生保護法の存在は、中絶が必要な時に合法とさせ、不必要なときには非合法にすることを容易にした。一方で、日本に墮胎罪法が存在するために優生保護法の廃止をフェミニスト（女性解放を求める女性）たちが要求することが難し

²⁵ 「厚生白書（昭和57年度版）」1982年4月

²⁶ 「避妊と中絶」『ウィキペディア フリー百科事典』2014年

²⁷ 元々、不妊症の人のために考えられた妊娠方法の一つで、荻野医師によって考案されたもの。基礎体温を測

り、排卵の時期を推測して、妊娠しやすいようにする。

²⁸ 基礎体温を測って、自分の排卵時期を推定する。

²⁹ Coleman Samuel, *Family Planning in Japanese Society*, New Jersey, Princeton university Press, 1983 : 6

³⁰ 「優生保護法」『平凡社 大百科事典』2000年

くなっていた。優生保護法が廃止されれば、たちまち墮胎罪法が生きてきて、中絶が違法になるからだ。

しかし、1960年から70年の間に、優生保護法を改悪する運動が起こった。この運動の中心にいたのが、成長の家という宗教団体である。この団体は自民党議員と深い関係にある。この団体の宗教的背景を見てみよう。

5. 政治的視点から見た成長の家とその行動

1) 成長の家と侵略戦争

成長の家は主要なプロライフ（生命尊重）宗教団体で優生保護法改悪運動に重要な役割を果たした。その前に、この宗教団体が日本の歴史においてどのような政治的役割を果たしたかを知る必要がある。

成長の家は新興宗教の中でも知識階級に影響力のある団体である³¹。成長の家は哲学的な雑誌として始まり、当初は信者より、購読者に支えられていた。ところが、後にこれが宗教団体として日本政府に認められた。この団体の創立者は谷口雅春という人で、教えに仏教、キリスト教、心理学やキリスト教科学などを巧みに組み合わせた。1936年までに、日本は、日本の領土拡大のために戦争に深くかかわり、アジア本土にその領土の所有を固めるようとしていた。

日本政府は、東南アジアに拡大する道義と支援を維持するのに苦戦していたので、成長の家のリーダーは、人々を啓発する仕事で政府に協力したいという意志表示をしていた。Mcfarland氏によれば、“1939年、日本政府は日本軍のプロパガンダ・マシーンとして宗教団体

を使うために、宗教団体を絶対的に支配しようとした。”

1941年、成長の家は宗教団体法の条項の下で、宗教団体になり、文部省を監督することになった。彼らは活発に国家総動員にかかわり、戦争準備、天皇制度と東南アジアでの“聖戦”における勝利を擁護した。なので、彼らの教えは日本政府支配層にとって、とても便利であった。

Mcfarland氏はさらに説明する：³²

この法案の規定の一つは、政府によって許可された指導者の手によって集中して責任が全うされなくてはならなかった。成長の家の指導者、谷口雅春は軍隊を満足させるために戦闘地域に行ったりもした。R·Storry氏は³³、このような受けが良い狂信的愛国主義に自信をもっていたのは、日本が物理的に不利な状況を越えて、特別な精神的有利さをもっていたからだという。この信条はおそらく少しもたじろぐことなく谷口の教えによって信奉されていたに違いない。

Mcfarland氏は幾つかの歴史的事実を提供している。：³⁴

当時、必要な物品を早急に生産しなければならないとき、成長の家は小規模、中規模工場で活躍することができた。効率を上げるために、労働者に事故や病気を減らすことを約束した。東京にあったある製糸工場では、成長の家の雑誌を各部屋に置くことで反戦的感情や活動を減らすことに協力した。そのような効果的な協力は疑いなく、成長の家そのものにも影響を与えた。その運動を日本が占領しているアジア本土にお

³¹ Offner B. Clark and Straelen Henry Van, *Modern Japanese Religion*, Tokyo, Leiden E. D. Bill Salesian technical school, 1963

³² Mcfarland H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company 1967 : 53

³³ Mcfarland, H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company 1967 : 53

³⁴ Storry Richard, *The History of Modern Japan*, 1967

³⁵ Mcfarland, H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company, 1967 : 154

いても宣伝することを許可された。1942年と44年、創立者は満州に組織された成長の家団体を訪問した。

成長の家創立者、谷口雅春は言葉で表現されたことは何でも実現されるだろうと主張した。例えば、彼は「皇軍、必勝、必勝生還」という戦いのスローガンを作った。これは「皇軍はいつも勝利するでしょう、勝利して生還するでしょう」という意味だ。谷口はこうも言った。「自分はこのスローガンを自筆で5万枚書き、成長の家会員に配った。同時に日本の7千万人の人々に配り、また満州の3千万人が軍の歌を歌っていた³⁶」

第二次世界大戦の終わりに、軍隊への支援のために、谷口と何人かの彼のスタッフは占領軍に一掃されたにも関わらず、彼は米軍の占領下、自分の組織を維持することができた。そして、1946年には教文社³⁷と呼ばれる出版社を作った。谷口と彼の仲間は宗教運動を組織した。Mcfarland氏は指摘する。「反動的ムードは育ち続け、反動的政治的ラインはますます明確になり、成長の家とその組織のプログラムは超保守として位置づけられた³⁸」 Mcfarland氏は、成長の家創立者、谷口雅春は、カメレオン（戦前と戦後の態度の変化）のように無節操で日和見（便宜）主義的存在だという。「戦争の時期は、谷口は天皇崇拜に取りつかれていたように見えたのに、戦後すぐ、彼は民主主義の支持にまわった。最近では、保守的反応の増加で、彼はついに自国の尊敬と愛を回復しつつ復活する愛国主義の後援者になりつつある³⁹。」

³⁶ Mcfarland, H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company, 1967

³⁷ 成長の家の教えを基に、環境問題、生き方、哲学、思想などの本を出版

³⁸ Mcfarland, H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company, 1967 : 157

2) 成長の家と優生保護法改正への動き

歴史的事実に基づいて、成長の家は天皇を中心とした国家主義運動に仕えたというのはかなり明確な事実である。これは普通の宗教団体ではなく、第二次大戦中の日本の政治権力者と強くつながっていた。しかし、敗戦後、成長の家は素早くその態度を民主主義設立の方向に変更したが、彼らの愛国主義的態度を支持する傾向（天皇中心国家主義）は変わらなかった。事実、彼らは平和憲法と優生保護法を改正しようとし、起源説の祝いを復活させ、戦前の日本のシンボルであり特徴である日の丸の旗と君が代の歌の使用を増やす最善の努力をしてきた。1970年代には、成長の家とカトリック教会団体が、1980年代には成長の家とその関係の団体が優生保護法の改正を推進し、それをしようとする多くの自民党議員と協力していた⁴⁰。

1960年代に、上記に記述したこれらの団体によって、優生保護法がどのように改悪されそうになり、推し進められようとしたかを見てみよう。

3) 成長の家と政治勢力による優生保護法改正推進の流れ

1949年の法改正により、経済的理由による中絶の道が開かれ、1952年には中絶には地区優生保護審査会の認定を必要とした。また刑法上的一切の規定は存置されたが、空文化が指摘された。1964年、厚生省の小林武治議員が優生保護法改悪の問題について初めて述べた。「日本から中絶避難所を排除しようではありませんか⁴¹」こうして彼は優生保護法改正の議論に火をつけた。

³⁹ Mcfarland, H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company, 1967 : 156

⁴⁰ Mcfarland, H. Neil, *The Rush Hour of the Gods*, NY & London, MacMillan Company, 1967 : 156

⁴¹ 『朝日新聞』1964年4月21日、東京版

同じ年に、優生保護法改正を推進するためにたくさんの組織が次々に設立された。成長の家は日本人知識人の間でそのような影響力をもった新宗教団体の一つである。1964年に、成長の家政治連合（政治連合）が宗教と政治を統合するため成長の家によって設立された。1965年、後に優生保護法改悪問題を提案した玉置和郎は政治連合に後押しされて参議院議員に選ばれた⁴²。

1968年、カトリック教会団体と成長の家は、中絶問題について国會議員に働きかけて、議案を通過させようとした⁴³。厚生省は中絶行為について調査をし始めた。1968年、優生保護法改廃規制同盟が成長の家とカトリック教会団体の支援で設立された。その組織は要望書を国会に提出した。さらに1968年10月、優生保護法改正議員同盟が優生保護法の改悪を推し進めるために設立された⁴⁴。

1969年3月、この問題は改廃規制同盟と自民党衆議院政策協議会と日本母性保護協会とで討論が行われた。

1969年、5月、優生保護法改正の主な理由が改廃規制同盟によって定義された。：

1. 現行の優生保護法は人間を否定する考え方を植え付ける。
2. 母性保護は必要だ。そして、中絶のために妊婦と授乳している女性の死亡率が高くなっている。
3. このように出生率が低下したままでは、日本人種の退化を起こすかもしれない。
4. 中絶は少年少女の非行につながるかもしれない。

5. 現在の労働力不足は1952年の優生保護法改正によるものだ。避妊方法が知れ渡り、簡単にできる中絶により出生率が減少している。
6. 中絶は性道徳の混乱の原因だ。
7. 中絶避難所として知られる国になりつつあることは不名誉で、日本人は恥ずかしく思っている⁴⁵。

宗教団体としては、成長の家とカトリック教会が、優生保護法改廃規制同盟を組織して、中絶反対を訴えた。一方、羊水診断⁴⁶の発展により、障害をもつ胎児が早期に発見されるようになり、日本医師会は成長の家などの主張には反対しつつ、障害を持つ胎児の中絶を合法化するように提言した。これに対し、全国青い芝の会などの障害者団体は優生学的理由を全面に出した中絶の正当化に反対し、中び連⁴⁷やリブ新宿センター⁴⁸などの女性団体からはそれに加え、経済的理由に基づく中絶の禁止に対する反発の声が出始め、広がった。

1964年、政治連合は、国會議員成長の家政治連合として組織される⁴⁹。成長の家や他の宗教団体によりたくさんの違った団体が組織されたが、それらのほとんどのメンバーや支援者は成長の家や自民党のメンバーであった。1970年、優生保護法改正の目的で、改廃規制同盟協会が成長の家に関係する自民党のメンバーと国會議員成長の家政治連合により設立された。1970年代に、112人の自民党メンバーが国會議員成長の家政治連合の支援者で、1973年2月のその会議にも出席していた。しかしながら、その112

⁴² 『朝日新聞』1965年5月15日、東京版

⁴³ 『朝日新聞』1968年6月8日、東京版

⁴⁴ 『朝日新聞』1968年9月18日、東京版

⁴⁵ 『改廃規制同盟』1969

⁴⁶ 出生前診断：子宮に注射針に似た針を刺して、羊水を吸引して遺伝子の異常などを調べる。

⁴⁷ 中絶禁止法に反対し、解禁を要求する女性解放連合。

⁴⁸ ウーマンリブ運動の拠点で、東京、代々木のマンションで1972年から77年まで活動していた。様々な女性のためのワークショップをしたり、印刷物を発行していた。

⁴⁹ 『朝日新聞』1964年11月20日、東京版

人の自民党メンバーは玉置和郎⁵⁰と鹿島俊雄⁵¹以外は正規の政治連合のメンバーではなかった。しかし、驚いたことに、自民党議員の27%（420人の自民党国會議員のうちの112人）が公にそのような宗教団体を支援していた。⁵²

1970年3月と4月、参議院予算委員会で自民党議員の玉置和郎が優生保護法改正の必要性について大臣に質問した。厚生省の斎藤氏が次のように答えた。（1970）：

世論調査によると、ほとんどの人が中絶は悪いとは信じていない。これは、生命尊重への冒涜だ。経済成長のために、人々は子どもを育てるよりも物質生活をよくすることに興味が出てきている。最近では、社会福祉も組織されており、経済的理由を使い中絶することは生命尊重の考えに反している。同時に、生まれたら不幸せになるであろう奇形あるいは障害のある子を、妊婦が産む可能性がある場合には絶対的に中絶が必要である。であるから、我々はそのような女性が中絶できる新しい条件を提供する必要がある。⁵³

首相の佐藤栄作は次のように述べた。

最近、堕落した性的行動によって、生命尊重が守られていない。これは社会規制の墮落と乱れであり、犯罪へと結びつく。胎児は自然な贈り物であり、大切に扱われなくてはならない。人々は日本を中絶避難所と呼ぶ。これは酷い。現在の優生保護法は様々な社会混乱の原因にもなっている。これは改正されねばならない。⁵⁴

佐藤首相と厚生省は1972年、再び、中絶は犯

罪と社会的的道徳の混乱を招くという意見を繰り返した。しかし、同時に、彼らは、胎児に異常な遺伝子が見つかった場合を一つの条件として、女性に中絶を許可できるという考えを支持した。⁵⁵

1970年代の優生保護法修正案が厚生省によって出され、成長の家やカトリック団体によって推進された。そして、それは自民政務研究協会の社会部や内閣評議会の人々によって討論され、推進された。それは政府議案として、衆議院社会労働委員会にもってこられ、そこで認可された後、衆議院本会議に送られた。そこで認可されて、参議院社会労働委員会に送られた。しかし、そこで中断され、優生保護法改正は防がれた。

1972年、厚生省は初めて、優生保護法改正案を次のような説明で紹介した。優生保護法の目的は優生学の見地から劣子孫の増加を防ぐことであり、母親の命と健康を守ることである。そこには断種や中絶に関する必要な事柄が書かれている。⁵⁶

優生保護法改正の内容と理由は次のようなものであった。第14条4番においては、中絶は肉体的、あるいは経済的理由で、妊娠の継続が母体の健康にリスクになる場合は、中絶は許可される。修正案は生活水準が上がったことを理由に、肉体的、あるいは経済的理由を除去し、母体の健康から、母親の精神的あるいは肉体的健康に変えることを提案した。

第24条においては、妊婦あるいは配偶者が精神的な病気あるいは遺伝的に異常な遺伝子をもっている場合に、優生保護法の見地から、「劣

⁵⁰ 成長家の支持を受けて、1965年自民党公認で立候補して当選した。

⁵¹ 自民党議員

⁵² 成長の家『優生保護法改革運動に関する答』東京、1987

⁵³ 『第四十八回国会参議院会議録第十一号』1970年3月24日

⁵⁴ 『第四十八回国会参議院会議録第十一号』1970年3月24日

⁵⁵ 『第六十八回国会衆議院社会労働委員会第三十号』1972年5月25日

⁵⁶ 『第六十八回国会衆議院社会労働委員会第三十号』1972年5月25日

等」な子孫が生まれるのを防ぐために中絶が許可されている⁵⁷。修正案では、新しく開発された科学的技術が異常な胎児を見つけることができるので、胎児が重症の障害児を生み出すような欠損や病気をもつ場合、中絶は許可される。

第20条は優生保護法の見地から厚生省が推進し、ガイドし、提供する結婚カウンセリングと避妊方法から、優生学的相談の重要性を強調する。最近では、女性は結婚して最初の子どもを産むのが遅れているので、この修正案を通して、厚生省は女性が早く結婚し、最初の子どもを適齢期に産むことを奨励する計画である⁵⁸。

1972年、11月、国会が解散し、優生保護法修正法案が消えた。しかしながら、1973年5月に、また再び、同じ法案が国会で討論されることになった。

こうして、1970年代～1980年代にかけて両者間で激しい議論がなされた。1972年5月26日、政府（第三次佐藤改造内閣）提案で優生保護法の一部改正案が提出された。改正案は経済団体や宗教団体などの意向を反映したもので、以下の三つの内容であった⁵⁹。

1. 母体の経済的理由による中絶を禁止し、「母体の精神、または身体の健康を著しく害するおそれ」がある場合に限る。
2. 「重度の精神、または身体の障害の原因となる疾病は欠陥を有している恐れが著しいと認められる」胎児の中絶を合法化する。
3. 高齢出産を避けるため、優生保護相談所の業務に初回分娩時期の指導を追加する。

⁵⁷『第六十八回国会衆議院社会労働委員会第三十号』
1972年5月25日

⁵⁸『第六十八回国会衆議院社会労働委員会第三十一号』
1972年5月26日

⁵⁹『第六十八回国会衆議院社会労働委員会第三十一号』
1972年5月26日

⁶⁰ 1947年に日本産児調節連盟が組織され全国的に活動し

宗教団体などにより経済的理由による中絶に反対する中絶禁止運動はその後も続いた。マザーテレサは1981年、1982年と二度の来日で中絶反対を訴えている。一方、日本母性保護医協会、日本家族計画連盟⁶¹、多くの女性団体などが、中絶を禁止すべきではないと主張し、地方議会でも優生保護法改正反対の請願が相次いで採択された。彼らは中絶を制限すれば非合法な中絶が増え、母体の健康を傷つけ、女性は非合法な中絶の犠牲になるだろうと考えていた。その結果1981年、鈴木善幸内閣から再度の改正案提出が検討されたが、1983年5月第一次中曾根内閣では、自民党政務調査会優生保護法第一委員会で時期尚早との結論が出され、国会提出は断念された⁶¹。

6. 日本とアメリカの中絶の扱い方の違い

日本の優生保護法は他の国の中絶法とはかなり違う。刑法の墮胎罪は中絶を非合法であるとしているが、優生保護法の下では、中絶は母体の健康、経済的理由などの条件があれば許されている⁶²。

さらに、優生保護法改正が1970年代初期に提案されたとおり、比較的緩い法律を強く压する方向に動いた。同時に、アメリカでは中絶の禁止からその法律を緩める方向へと向かっていた。日本の状況はアメリカや他の国々の状況と全く反対方向へと向かっていた。

他の国々では、禁止法が母親の命を助けるために中絶を許可し始めた。しかし、日本での最初の段階では、母親の命が危険にさらされていなくても、母親の健康を守るためにそして、損

た。

⁶¹「優生保護法」『ウィキペディア フリー百科事典』
2012

⁶² Sakamoto S. *Japanese Feminists: Their Struggle against the Revision of Eugenic Protection Law*, University of Hawaii, 1987, p. 36

傷された胎児の誕生を防ぐためにさらなる条件が加わった。この段階では、1970年のハワイや70年代初期のアメリカの他の州で起こったことと同じように法案が廃棄された。1952年からは、日本の法律は最初の改正段階に入っていたが、経済的状況が実際には廃棄された法律に近い状況にさせた。1959年に、アメリカ法律研究所（ALI）は全米で犯罪法を標準化するために模範的刑法草案を出版した。ALI模範中絶法は、1960年代初期と中期に中絶法を自由化したいという意見が増加していたことの反映であった。日本では依然として中絶は犯罪として扱われてはいるが⁶³、女性の肉体的精神的健康の保護、障害を持つ胎児の誕生を防ぐこと、レイプや近親相姦などからの妊娠などのような特例を設けた⁶⁴。

おもしろいことに、ALIモデルとコロラド中絶モデル法の「女性の肉体的」、「精神的健康と奇形児が誕生」のこの二つは、日本の70年代の優生保護法のそれと同じである。（1967年に作られ、コロラド州はこの方向に法律を修正した最初の州になった⁶⁴）

アメリカにおいては、中絶に反対する勢力は、生命への権利という団体で、胎児検査や奇形児の条件を入れることに反対するもので、一貫して、中絶に反対していた。日本では、それは生命尊重政治家で法律に胎児検査項目を盛り込みながら、健康な胎児の中絶には強く反対していた。このような矛盾した生命尊重団体や政治家の態度のために、障害者やフェミニスト団体は一緒になって、女性の中絶の権利や障害者の人々の生まれて生きる権利をはく奪しようとする、いわゆる生命尊重団体という同じ敵に対し

て、闘うことができた⁶⁵。

7. 母体保護法への名称の変更とそれまでの経緯

優生保護法は1948年、ナチス・ドイツの遺伝病質子孫防止法に代わって、1940年に作られた国民優生法に代わるものとして、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的の一つとして制定された。その後、1949年と52年の二回、大幅に改正された。

制定当時、「人工妊娠中絶は本人および、配偶者の同意のみによって行う」と、「本人及び配偶者の同意に加えて、優生保護委員会の（人工妊娠中絶を行うことが母体保護上必要であるという）審査決定を要件とする中絶」とに分かれており、人工中絶が許される場合も今日より限られていた。1949年の改正によって、経済条項である「妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により、母体の健康を著しく害する恐れのあるもの」が加えられ、この場合に、「審査を要件とする人工妊娠中絶」が許されるようになった。さらに52年の法改正では優生保護審査会による審査の手続きが廃止され、一人の指定医師の判断で人工妊娠中絶が行えるようになった⁶⁶。

優生保護法が戦前の国民優生法と同じく、優生保護を目的とすることは無視できない問題であった。障害者の完全参加と平等の実現に向けた取り組みの中で、名称が1996年母体保護法に改められると共に、強制断種など優生思想に基づく諸規定を削除する改正がなされ、この法律の目的から「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削除した⁶⁷。優生手術につい

⁶³ Sakamoto S. *Japanese Feminists : Their Struggle against the Revision of Eugenic Protection Law*, University of Hawaii, 1987, p. 47

⁶⁴ 1967年につくられ、コロラド州はこの方向に修正した最初の州になった。

⁶⁵ Sakamoto S. *Japanese Feminists : Their Struggle against the Revision of Eugenic Protection Law*, University of Hawaii, 1987, p. 52

⁶⁶ 「優生保護法」『平凡社大百科事典』2013

てはその用語を不妊手術に改め、審査を要件とする優生手術を廃止した。そこで1997年3月には、らい予防法の廃止とともに、本人または配偶者がらい疾患にかかり子孫にそれが伝染する恐れのあるものに対して優生手術を求める規定と、本人または配偶者がらい疾患にかかっている者に対して、人工妊娠中絶を認める規定が削除された⁶⁸。

人工妊娠中絶については、次のいずれかに該当する者に対し、「本人及び配偶者の同意を得て、優生保護指定医師が行うことを認める」規定を削除した。1) 本人または配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患、または遺伝性奇型を有するもの、2) 本人または配偶者の4親等以内の血族関係にあるものが遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇型を有しているものである⁶⁹。

8. 女性の性と社会

1) 女性とリプロダクティブライト

「産む産まない」を選択、決定することは女性の権利（自己決定権）であり、それは女性の基本的人権の一つである。このことは国際的にリプロダクティブ・ヘルス・ライツ⁷⁰として確立されている。それは、妊娠し産むことは、女性に多大の身体的精神的労力を課するもので、時に女性は生命までも失うことがあるからだ。

望まない妊娠をしたときに、中絶をするか、しないかを選択、決定するのは、その妊娠の当事者である女性自身であり、他者や宗教や国家（法制度や人口政策）によって侵害されてはな

らない。と同時に国家や社会は、そのことを法制度や社会制度によって保障しなくてはならない。望まない妊娠を防ぐには避妊が必要であるが、最終手段として、望まない妊娠を完全に防ぐには、人工妊娠中絶は必要である。だからその選択、決定の自由は合法的に保障されなければならない⁷¹。

2) 女性が生きやすい社会

子どもを持つかどうかは、夫婦、カップル、特に、女性の意志で決めるべきことである。子どもをもたないことを選ぶ人には、その意思に基づき、避妊と人工妊娠中絶が合法で安全に行えることが必要で、子どもを持とうとする人は生まれてくる子に条件をつけず、子が女でも男でも障害児であっても歓迎され、育児には社会的支援が必要だ。子を産むか産まないかにより女性が差別を受けないこと、女性の過重な生産、育児、責任を軽減するためには、男性も家事、育児などの責任を分かち合い、社会的援助があることが重要である⁷²。

母体保護法になって、差別的な優生学的内容が削除されたことは、良いことである。しかし、今だに墮胎罪が存在し、基本的には中絶は犯罪とみなされている。実際には、母体保護法の条件を使って、中絶が可能なので、墮胎罪の存在を知らない人も多いと思うが、墮胎罪が存在する限り、中絶は基本的に違法であり、母体保護法の一定の条件の下で許可されているにすぎないため、政治的、経済的状況によっては、中絶が違法になってできなくなる可能性が多いにあることを、我々は認識しなくてはならないだろう。

⁶⁷ 「優生保護法」『ウィキペディア フリー百科事典』2012

⁶⁸ 「優生保護法」『平凡社 大百科事典』2013

⁶⁹ 「優生保護法」『平凡社 大百科事典』2013

⁷⁰ 性と生殖に関する健康、権利と訳され、1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口リプロダクティブ・ヘルスは人間の生殖システム及び、その技能と活動家庭のすべての側面において単に疾病、障害がないとい

うばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいう http://fathering.jp/repro/about_repro.html/

⁷¹ 体と性の法律をつくる女の会、三輪和恵 [Soshiren.org/houritsu/miwa.html](http://www.soshiren.org/houritsu/miwa.html)

⁷² [http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html/](http://www.soshiren.org/dataizai_toha.html)

9. おわりに

日本の歴史を見ると、その時々の政治経済軍事情勢によって、女性の産むという神聖な体が権力者によって利用されてきたことがわかる。出生率を上げたいときは、墮胎罪で中絶を取り締り、出生率を下げたいときは、優生保護法で中絶をある一定の条件の下で許可する。

しかし、墮胎罪をそのままにすることで、必要なときはその中絶の条件を取り除けば、すぐに中絶が非合法になるという、全く為政者にとって都合のいい法律である。しかも、優生保護法は差別的な優生思想に基づいた法律であり、人種的差別や民族差別、そして障害者差別を助

長してきた。様々な運動の中、やっと優生保護法は優生思想を取り除いた母体保護法に変更され、優生思想に関連する内容も変更された。しかし、依然として、墮胎罪は残り、日本では中絶は非合法でありながら、母体保護法の一一定の条件の下で、中絶は許可されているだけだ。女性たちが、自分の体を自分で守りコントロールしているとは言いがたい状況だ。

まず、女性たちが取り組むべき課題は、墮胎罪を廃止すること、そして、日本の女性の人権や性や体への意識を高めていく過程で、女性の中絶の選択権を重んじた中絶法を作ることが望ましいのではないだろうか。